

今月の納税

住民税・・・4期
国民健康保険税・・・8期
介護保険料・・・8期
後期高齢保険料・・・5期

納期限 12月1日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

年末調整や確定申告の際には、

「社会保険料控除証明書」などの
証明書の添付や提示が必要です

平成20年1月から平成20年12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除の対象になります。

平成20年中の所得の申告について、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際には、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付などすることが義務付けられています。

このため、生命保険会社などから送られる控除証明書と同様に、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年

金保険料)控除証明書(ハガキ)

が社会保険庁から11月上旬に送られます。年末調整や確定申告の手続きの際には、この控除証明書または国民年金保険料の領収証書が必要になりますので、申告をするまで大切に保管してください。

くわしくは、控除証明書専用ダイヤル(☎0570・070・117)または社会保険事務所へお問合せください。



渋川県税事務所 日曜窓口・夜間窓口のお知らせ

渋川県税事務所では、次のとおり日曜窓口・夜間(延長)窓口を開きます。納税や納税相談にご活用ください。

▼日曜窓口 11月30日(日)
午前8時30分～午後5時30分

▼夜間窓口 11月25日(火)～28日(金)、12月1日(月) 午後7時30分まで

▼問合せ先 渋川県税事務所
(渋川市金井395)

☎22・4050

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

親が子どもに対して身体・心理・性的虐待や養育放棄を行うことは、重大な権利侵害です。虐待かどうかは親の意思とは無関係です。子どもにとって実際に苦痛か、有害かが最優先で判断されます。

あなたのまわりに「虐待を受けているのでは」と思われる子どもがいたら、迷わず役場や児童相談所などに連絡(通告)してください。虐待だという証拠がなくても、虐待かもしれないという疑いの段階で連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものであり、守秘義務違反に問われることはありません。また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

「児童虐待とは」

▼身体的虐待：なぐる、ける、縛る、溺れさせる、異物を飲ませる、やけどを負わせるなど

▼性的虐待：性的行為の強要や教唆、ポルノグラフィの被写体にするなど

▼ネグレクト(養育放棄)：食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、家などに置き去りにする、病院に連れて行かない、同居人の子どもの暴力を見過ごすなど

▼心理的虐待：存在を否定する、ような暴言、言葉による脅し、発達段階や能力以上のことを要求し出来ない叱る、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの前でDV(夫や妻、パートナーからの暴力)を行うなど

▼連絡(通告)先
役場健康福祉課福祉室
☎54・3111(内線153)
ぐんま子ども相談センター(児童相談所内、24時間受付)
☎027・263・1100